

Club Assemblé

東京バレエ団友の会「クラブ・アッサンブレ」会則

本会は、「クラブ・アッサンブレ」と称し、東京バレエ団とその活動を支援して下さる皆さまを結ぶ会であり、運営には「クラブ・アッサンブレ事務局」（以下クラブ事務局）があたります。

[会員資格・入会金・会費]

- 会員とは、本規約を承認のうえ、クラブ事務局に入会を申し込み、クラブ事務局が入会を認め、かつクラブ事務局所定の入会金ならびに年会費を納めた方をいいます。
- 適正な入金申し込みがなされた場合は、クラブ事務局は申込書に指定された口座から入会金ならびに年会費について口座振替により支払いを受けるものとします。
- 会員が18歳未満の場合は、必ず保護者の同意を必要とするものとします。
- 毎月12日必着で申込書の受付を締め切り、締め切った月の翌月1日からのご入会となります。(例:8月13日から9月12日までにお申込みの方は、入会月は10月)但し、申込書が受理されたから入会月までの間も、準会員として会員特典を受けられるものとします。

[メンバーズ・カード]

- 会員には、メンバーズ・カード(以下カード)を発行します。カードは他人への譲渡、貸与などではできません。会員資格を有する限り、カードは引き続き有効であるものとします。
- カードは原則として再発行されません。但し、カードが名義変更、紛失、盗難、滅失、毀損等で使用不能になった場合は、所定の手続きをしていただき、クラブ事務局が必要と認めた場合に限り、再発行されます(有料)。
- プログラム割引などの特典を受ける場合や、イベント参加の際には、カードを必ず携帯するものとします。カードの提示がない場合には、特典およびサービスを受けることはできません。但し、申込書受理からカードの到着までの間は例外とします。

[会員失格の有効期間]

- 入会期間の単位は1年とします。会員がクラブ事務局所定の方法により申し出のない限り、さらに1年間期限を延長し、その後もこの例によります。
- 会員がクラブ事務局所定の方法により退会の申し出をなさらない場合は、クラブ事務局はあらかじめ会員に通知する期日に会員の指定する口座から次年度の年会費について口座振替による支払いを受けるものとします。
- 前項による次年度の支払いの決済が所定の期日になされなかった場合は、会員は会員資格を失うものとします。
- 退会および前項による会員資格の喪失の場合には、所定の方式によりただちにカードをクラブ事務局に返却するものとします。

[支払決済]

- 入会金および年会費の決済は、毎年、入会月翌月27日に口座振替により、会員があらかじめ指定した口座から支払うものとします。

[届出事項の変更]

- 会員の氏名、住所、勤務先、決済預金口座等に変更があった場合は、所定の方式でただちにクラブ事務局あてに届け出るものとします。
- 前項の届け出がないために、クラブ事務局からの通知または送付書類その他のものが延着し、または到着しなかった場合は、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。

[退会]

- 会員はいつでも本規約を解除し、退会することができます。但し、支払済みの年会費については一切返還しないものとします。
- 会員が、実演家ならびに主催者の権利(著作権、著作隣接権、肖像権など)を侵害するような行為をしたと認められる場合、また、団員ならびに他の会員に著しく迷惑な行為をしたと認められる場合は、退会していただきます。
- 退会および会員資格の喪失の後に再入会する場合は、新入会と同様の手続きを必要とするものとします。

[会員特典]

- 会員は入会時にクラブ事務局が通知する各種特典について、クラブ事務局が指定する方法により受け取ることができます。なお、各種特典について追加・変更が生じた場合はクラブ事務局所定の方法で会員に通知することとします。

個人情報の取り扱いに関する重要事項:

「東京バレエ団友の会 クラブ・アッサンブレ」へのご入会にあたって頂戴する個人情報は、会員資格得喪、会員名簿の作成および管理、会費収納、公演の案内、チケットの予約・販売、舞台芸術振興を目的とする調査・研究のために利用させていただくもので、それ以外の目的のために利用するものではありません。会員の皆さまの個人情報は、個人情報保護法にしたがってクラブ事務局が責任をもって管理し、原則的に第三者への開示・提供はいたしません。

— 入会のお問い合わせ・お申し込み —

東京バレエ団友の会「クラブ・アッサンブレ」事務局

Tel.03-3791-7000 (月～金10:00～18:00)